

「平成23年東北地方太平洋沖地震」「長野県北部の地震」
「静岡県東部の地震」に伴う土砂災害について

1. 応急対応

○土砂災害の発生状況の把握

【東北地方太平洋沖地震】計57件【死者16名】

【長野県北部地震】計17件

【静岡県東部地震】計3件

■合計 77件【死者16名】（11県もの広範囲で発生）

※上記の他、多数の山腹崩壊あり。

※上記の他、岩手県沿岸部では山火事による被害あり。

○改正土砂法に基づく緊急調査の必要性は無し

- ・「岩手・宮城内陸地震（H20）」や「新潟中越地震（H16）」で天然ダムが発生した箇所については大きな変状なし。
- ・ヘリ調査等の現地調査の結果、新たな天然ダムの発生は見られなかった。

○砂防関連施設の点検

◇直轄事務所 1,952箇所 点検完了

◇17都県 3,573箇所

（予定箇所4,352箇所のうち、82%の進捗）

- ・県管理施設の一部に変状を確認。

○土砂災害危険箇所や砂防関連施設の点検時に変状が見られた箇所については随時応急対策を実施中。

2. 出水期までの対策

○土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的運用

土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準よりも引き下げ、気象庁と連携し、震度5強以上観測した17都県233市区町村において暫定的に運用。地域住民に土砂災害の危険度が高くなる見込みであることを、地震発生前と比較し、きめ細かに周知。

※17都県233市区町村の土砂災害危険箇所約4万箇所には約50万人が生活（域内人口約2,300万人）

○土砂災害危険箇所等の点検実施

点検の実施にあたっては、TEC-FORCEによる県への支援を実施。

（4月3日現在、震度5強以上を観測した市区町村を有する17都県のうち、積雪等で点検不可能な箇所を除き10都県において点検を実施済み（予定箇所約31,000箇所のうち、約4割の進捗））

□土砂災害危険箇所等の点検の結果の活用

- ・市町村に点検結果を周知し、円滑な警戒避難の実施に活用。
- ・対策が必要な箇所について、危険な状況に緊急に対処するため早急な対策を実施。

○震災による土砂の崩壊、地すべり等により被害が発生した地区において、危険な状況に緊急に対処するための砂防設備等の整備を実施。

3. 抜本的な対策

○震災による土砂の崩壊等が発生した一連の地区に対し、出水期までの応急対策に引き続き、再度災害を防止するための抜本的な土砂災害対策を実施。

○被災地の復興のため、安全・安心なまちづくりと一体となった土砂災害対策を実施。

○土石流危険渓流等の土砂災害の恐れの高い渓流等において、砂防設備等の整備。



報道発表資料
平成 23 年 4 月 2 日
国土交通省河川局砂防部
気 象 庁

平成 23 年 4 月 1 日 19 時 49 分頃の秋田県内陸北部の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 23 年 4 月 1 日 19 時 49 分頃の秋田県内陸北部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 23 年 4 月 1 日 19 時 49 分頃の秋田県内陸北部の地震により、秋田県で震度 5 強を観測しました。

この地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、秋田県のうち震度 5 強以上を観測した市町村については、当分の間、秋田県砂防部局と秋田地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

対象県：秋田県、暫定割合：7 割、暫定基準を設ける市町村：大館市

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

＜本件に関する問い合わせ先＞

国土交通省河川局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

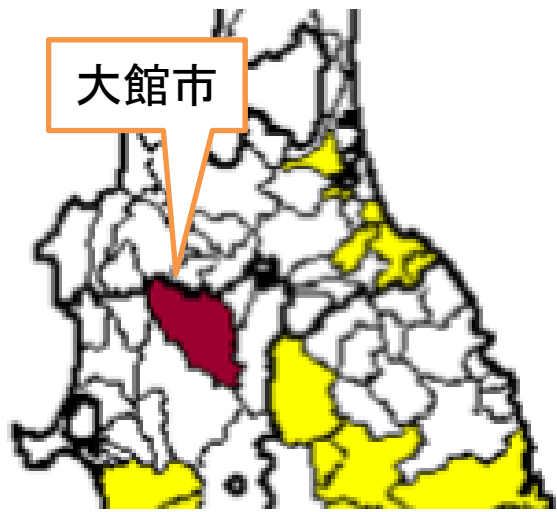
03-5253-8468（直通）

気象庁予報部予報課気象防災推進室 03-3212-8341（内線 3125）

秋田県内陸北部の地震に伴う土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

土砂災害警戒情報暫定基準

- 暫定基準(運用中)
- 暫定基準(今回)



地震によって地盤が脆弱になっている様子

土砂災害警戒情報の暫定運用は、平成19年の能登半島沖地震や新潟県中越沖地震等における土砂災害の発生状況を踏まえて設定されています。

平成23年4月1日の秋田県内陸北部の地震により、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、気象庁と連携し、秋田県大館市に土砂災害警戒情報の暫定基準を設定。

暫定基準: 7割

